

千葉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第26号）第6条の規定に基づき、平成18年度における広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成19年11月30日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤代 孝七

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

平成19年2月1日付けで、県及び構成市町村からの派遣職員8人を広域連合職員に任命しました。

(2) 職員数（平成19年2月1日現在）

8人（30人）

※1 職員数は、一般職に類する職員数です。

2（ ）内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成19年2月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
人数(人)	—	—	—	—	2	2	1	2	—	—	1	—
構成比(%)	—	—	—	—	25.0	25.0	12.5	25.0	—	—	12.5	—

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（平成18年度は平成19年2月1日から3月31日までの分）

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A
平成18年度	千円 35,161	千円 4,701	千円 10	% 0.03

※1 人件費の内訳は、連合長報酬となります。

2 県及び市町村派遣職員の人件費は、派遣元から毎月支出されており、広域連合予算からは直接支出しておりません。なお、派遣元で支出された人件費については、広域連合が年度末にまとめて人件費負担金として派遣元に支出しています。（平成18年度の派遣職員人件費負担金額は、9,381千円）

(2) 職員給与の状況（平成18年度は平成19年2月1日から3月31日までの分）

区 分	職員数	給 与			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
平成18年度	人 8	千円 5,689	千円 2,498	千円 —	千円 8,187

※1 職員の給与等については、派遣元の県及び市町村で支出しています。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況（平成19年2月1日現在）

<派遣職員>

平均年齢	41.0歳
平均給与月額	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成19年2月1日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
8時30分	17時30分	12時～13時	40時間

(2) 休暇・休業制度の状況

平成19年2月1日設立のため、平成18年中の休暇・休業の取得実績はありません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成18年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

平成18年度において、処分はありません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成18年度において、承認はありません。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成18年度において、許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成18年度において、実績はありません。

(2) 勤務評定の状況

平成18年度において、実績はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

各種健康診断等の厚生事業については、派遣元において実施しています。

(2) 公務災害の状況

平成18年度において、実績はありません。

8 勤務条件に関する措置の要求に状況

平成18年度において、措置要求事案はありません。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成18年度において、不服申立て事案はありません。